

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)	
地域名 (地域内農業集落名)	湯沢地区 (大嶋、外前森第2、外前森第1、大工町・内前森町、平清水新町・清水町、南新町・根小屋町・湯ノ原、山谷、大町、田町、吹張町、新町・荒町・上町・下町、愛宕町第2、愛宕町第1、御園地町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・個別経営農家が主体であり、農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少しているため、新規就農者を含む担い手の確保・育成が課題である。
・賃借料の差が農地集約の障害となっている。

主な作物: 水稻、ねぎ、大豆、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手が減少していることから、農作業の効率化を図るため、担い手への農地の集積、集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズや地区の状況を踏まえ、農用地の大区画化等のための基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の農地を維持していくためにも、地域外の経営体を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため防除作業は、防除連絡協議会及び法人に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②サキホコレの作付けを推進していく。 ⑦土地改良区等の事業を活用し農道、水路等を維持していく。 ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。				